

記者発表資料

令和 5 年 7 月 7 日
九州地方整備局
長崎河川国道事務所

『本明川の刈草をお譲りします！』

長崎河川国道事務所諫早出張所では、本明川堤防の刈草の無償提供を行います。

- 国土交通省長崎河川国道事務所では、本明川水系の国管理区間において、河川堤防の適正な維持管理を行うため、毎年河川堤防の除草を実施しており、刈り取った草を希望者に無償で提供する取組を行っています。
- 提供する刈草は、無農薬であり、農業・畜産用の資源として広く一般の方々に活用して頂くと同時に、除草費用のコスト縮減を図ることを目的としています。
- 刈草の提供は、天候にも左右されますが、7月中旬から11月下旬にかけて、現地において無償提供を予定していますので、刈草を受け入れる方を募集します。

※ご希望の方は、下記の連絡先までお知らせ下さい。

【連絡先】

国土交通省 長崎河川国道事務所 諫早出張所

Tel : (0957) 22-1356

【問い合わせ先】

国土交通省 長崎河川国道事務所 諫早出張所

出張所長 林 修

管理第二係長 炭吉 修

〒854-0011 長崎県諫早市八天町20-15

TEL : 0957-22-1356 FAX : 0957-22-1357

本明川の刈草をお譲りします。

～堤防除草で発生した刈草の無償提供～

- 国土交通省 長崎河川国道事務所 諫早出張所では、本明川の国管理区間において河川の適正な維持管理を行うため年間2回の堤防除草を行っています。
- その際に出た刈草の有効活用を図るため、地域の皆様に刈草を無償で提供する取組を実施しています。

刈草は、畜舎の敷き草、果樹園等の敷き草、堆肥にして園芸や農作業に使用することが考えられます。



- ◆ 刈草の発生する時期
一回目刈り 7月中旬～ 8月中旬
二回目刈り 9月上旬～11月下旬
- ◆ 受渡し予定場所
除草を行った箇所の周辺に刈草を存置しますので、受渡し場所については、お問い合わせください。

刈草の引き取り状況



注意事項

- ・ 刈り取ったままの状態が集積していますので、水分を含んだものがあります。
- ・ 刈草には、ゴミ等や異物が混入していることがあり、飼料に適さない場合があります。引き取り後の使用においては、利用者の自己責任において実施して下さい。（国土交通省は一切の責任を負えません）
- ・ 堤防除草の刈草を現地まで取りに来てください。
- ・ 刈草は梱包及び積み込みはしません。
（現地において個人で梱包することは可能です）
- ・ 刈草の量には限りがあり、希望者が多い場合は調整させていただきます。
- ・ 転売目的ではない方に限ります。



除草作業の様子

《問い合わせ先》

国土交通省 長崎河川国道事務所 諫早出張所
住 所：諫早市八天町20-15
電 話：0957-22-1356